

## 議案第208号

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年12月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、本市における自転車等の駐車需要の変化に対処するため、自転車等の駐車場を附置すべき施設の対象範囲を拡大するとともに、当該駐車場に収容すべき自転車等の台数の算定基準を改める等の必要があるによる。

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例の一部を改正する条例

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例（昭和57年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は当該施設の敷地に到達するため歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所」を削り、同項の表中

「 百貨店・スーパーマーケット等小売店舗	店舗面積が40平方メートルを超えるもの	店舗面積を20平方メートルで除して得た台数	を
「 百貨店・スーパーマーケット等小売店舗，レンタルビデオ店	店舗面積が40平方メートルを超えるもの	店舗面積を40平方メートルで除して得た台数（店舗面積が40平方メートルを超え800平方メートル以下であるときは，20台）	に

改め、同表銀行の項中「25平方メートル」を「30平方メートル」に、「500平方メートル」を「600平方メートル」に改め、同表事務所の項中「70平方メートル」を「130平方メートル」に改め、「台数」の次に「(対象面積が1,400平方メートルを超え2,600平方メートル以下であるときは，20台)」を加え、同表に次のように加える。

飲食店, カラオケボックス	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積を20平方メートルで除して得た台数
---------------	----------------------	-----------------------

第5条第1項後段中「, 店舗面積」を「, 店舗面積等」に改め, 「銀行の当該5,000平方メートルを超える」を削り, 「店舗面積に」を「店舗面積等に」に, 「同欄中「台数(店舗面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるときは, 20台)」とあるのは, 「台数」とする」を「規則で定める」に改める。

第6条中「若しくは」を「又は」に改め, 「又は当該施設の敷地に到達するため歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所」を削る。

第9条第1項中第5号を第6号とし, 第4号の次に次の1号を加える。

(5) 自転車等駐車場の利用時間及び利用料金

第9条の次に次の1条を加える。

(自転車等駐車場の設置の特例)

第9条の2 第3条から第6条までの規定により自転車等駐車場を設置しなければならない2以上の施設(同一の街区内に存するものに限る。以下この項において同じ。)が存する地区又は地域の地形及び交通事情等に照らして, 当該2以上の施設に係る自転車等駐車場を一団として設置することが合理的であると認められるときは, これらの規定にかかわらず, 当該2以上の施設及びその敷地の外(当該2以上の施設が存する街区内に限る。次項及び第3項において同じ。)に自転車等駐車場を設置することができる。

2 前項の規定により施設及びその敷地の外に自転車等駐車場を設置しようとする者は, あらかじめ規則で定めるところにより, 市長に申請し, その承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者は, 規則で定めるところにより, 当該自転車等駐車場に係る維持管理の実施状況について, 市長に報告しなければならない。

附 則

この条例は, 平成29年4月1日から施行する。